

お客さま各位

三条信用金庫

令和 6 年能登半島地震の影響による預金の払出し等の対応について

このたびの令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

三条信用金庫では、被災されたお客さまへの預金の払出し等について下記の通り対応いたします。

記

「預金等の払出しに関する特別措置対応」

特別措置対応期間	令和 6 年 1 月 4 日（木）から当面の期間
相談受付場所・日時	営業店 ・ 平日 9 : 00 ~ 15 : 00
対象のお客さま	災害救助法が適用された地域にお住まいのお客さま
相談・対応内容	①預金通帳、証書、届出印鑑を紛失された場合の払出し ②定期預金等の満期期日前の払戻し ③損傷した紙幣・貨幣の引換え ④今回の災害により支払期日が経過した手形のご相談 ⑤国債を紛失された場合のご相談 ⑥その他

以上



三条信用金庫は持続可能な開発目標(SDG's)を支援しています